

保育園入園申し込みに関する重要事項確認書

(1) 申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

(2) 提出書類

入園申し込みに必要な書類は、提出期限までに必ず提出してください。不足書類がある場合は利用調整の対象になりません。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

(3) 書類の記載内容の確認

提出された書類について、公簿に記載された情報の照会や、勤務先などへの電話や訪問などによる調査を通じて確認することがあります。

(4) 申し込み後の内容変更

入園申し込み後に家庭状況（お仕事、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況等）の変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合も必ずご一報ください。入園の意思がなくなったときは、提出期限までに保育所入所（転園）申込取下届を提出してください。

(5) 入園内定・入園決定の取消し

- 提出された支給認定申請書兼保育所入所申込書、保育の必要性を証明する書類に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合、入園内定または決定を取り消します。
- 提出された支給認定申請書兼保育所入所申込書、保育の必要性を証明する書類の内容と入園内定または入園決定後の実態に差異がある場合は、入園内定または決定を取り消します。

【「差異がある場合」の主な例】

項目	申し込み時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	勤務状況が週5日/1日7時間	勤務状況が週3日/1日4時間
母の状況	復職予定	育休取得の会社に復職せず退職または転職
	申し込み時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2か月の間に入園内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で	内定前に施設を退園
	週5日/1日7時間保育	利用実績が週3日/1日4時間未満

(6) 保育園の希望方法

希望園は空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入園したい頃にご記入ください（入園を希望しない園は記入しないでください）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合や希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。

(7) 育児休業からの復職を理由とする入園申し込み

- 復職とは育児休業を取得した勤務先に職場復帰することです。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入園した月の月末までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、内定取消または退園となります。
- 利用希望月に入園が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定月より前に入園が内定しても復職ができない場合は、保育所入所（転園）申込取下届を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。

※ 期限までに保育所入所（転園）申込取下届の提出がされないとき

区から保護者の方の勤務先に連絡し、延長後の復職予定月より前に入園できた場合、育児休業を短縮して復職が可能かどうかを確認させていただきます。延長後の復職予定月より前に入園が内定しても復職できないことが確認された場合、申し込みは自動的に取り下げとなります。また、取り下げとしたことについて区から通知はいたしません。

(8) 中央区に転入予定の方の入園申し込み

- 不動産契約書の写し等、転入が確認できる書類の提出がない方の利用調整については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。
- 転入予定で入園申し込みをした方は、入園が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末日までに転入の届出および中央区民としての申請（転入再申請）が必要です。手続きがない場合、翌月以降の利用調整については、中央区民の利用調整を終えた後に行います（待機期間は転入再申請を行った翌月から算入されます。）。また、入園が内定した場合でも、転入の届出および転入再申請がなければ内定辞退とみなします。

裏面に続きます。

(9) 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギー等のあるお子さんの入園申し込み

疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど、気になることがあるお子さんについては、保育園の受入れ体制が整わないなどの理由で、入園希望の保育園を変更していただく場合があります。また、その申し出がなく内定後に判明した際は、一旦内定を取り消した上で、改めて入園先の保育園を調整するため、ご希望の入園時期にご案内できない場合があります。食物アレルギーについても事前にお申し出ください。

(10) 利用調整

- ① 利用調整は、提出期限までに提出された書類によって行います。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。
- ② 労働条件（勤務日数、勤務時間）に変更があった場合は、支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届および勤務証明書の提出が必要です。
- ③ 利用調整は、勤務証明書等に記載されている内容で行います。時間短縮勤務を終えて通常勤務時間での勤務となった場合は、支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届および時間短縮勤務終了について記載した勤務証明書の提出が必要です。提出がない場合は、時間短縮勤務の勤務時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- ④ 採用予定で申し込み後に勤務を開始した場合は、支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届、就業後の勤務証明書および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、採用予定の基本指数で利用調整を行います。
- ⑤ 求職中で申し込み後に勤務先が決定または勤務を開始した場合は、支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届、就業後の勤務証明書および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職の基本指数で利用調整を行います。
- ⑥ 保育料の滞納がある場合、利用調整指数が大幅に減点となります。申し込み前に必ず納付を済ませてください。
- ⑦ 勤務証明書の証明内容に対して、勤務実績や収入実績に整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ⑧ 利用希望月から利用できなくても、申込書の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、(12) 支給認定の有効期間、(13) 保育所入所申込書の有効期間をご参照ください。）。

(11) 支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、利用に向けた認定・調整事務が集中するため支給認定の審査結果は利用調整の結果と同時期にお知らせします。

(12) 支給認定の有効期間

支給認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が切れる前に支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届と保育の必要性を証明する書類を提出してください。有効期間が切れても区から通知はいたしません。有効期間が切れた場合、入園申し込みも有効期限切れとなり、待機期間はリセットされますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の属する月の末日をもって取り消します。

(13) 保育所入所申込書の有効期間

保育所入所申込書および添付書類の有効期間は、支給認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日のうちいずれか早い時期となります。引き続き入園を希望される場合は、期限が切れる前に改めて申し込みが必要です。有効期限が切れても区から通知はいたしません。有効期限が切れた場合、待機期間はリセットされますのでご注意ください。また、転出した場合も転出日をもって有効期限切れとなります。

(14) 入園内定の辞退

入園内定を辞退した場合、申し込みは無効となり待機期間がなくなります。入園を再度希望される場合は、改めて申し込みが必要になり、内定を辞退した月から1年間は利用調整における調整指数の加算および優先順位の適用がなくなります。

(15) 入園前の面接・健康診断

内定後、入園前に保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行います。その結果、集団保育になじまない状況が確認できた場合、内定が取消しになることがあります。なお、入園前に面接と健康診断が受けられない場合は、内定を取り消します。

(16) 保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された申込書や勤務証明書等の書類について、入園が内定した保育園へ情報提供します。また、入園後においても勤務状況や家庭状況等の変更があった場合は、随時情報提供します。

(17) 利用開始後の書類提出

入園後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、勤務証明書等を提出していただきます。なお、その後も家庭状況（お仕事、妊娠・出産、引越し等）に変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入園決定後に必要書類を提出していただきます。

本確認書の事項についてすべて確認しました。 平成 年 月 日

申込者（保護者）署名 _____